

公益財団法人世界こども財団寄附金に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人世界こども財団（以下「この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 通常寄附金 この法人の会員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ② 特別寄附金 前各号のほかに、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(通常寄附金の募集)

第3条 この法人は常時通常寄附金を募ることができる。

2 通常寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の規定により行う事業に使用することとして募集しなければならない。

(受領書等の送付)

第4条 通常寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項及び特別寄附金の受領書には、この法人の（主たる業務である）公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(特別寄附金)

第5条 この法人は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。受領に際して寄附書にて寄附者の資金使途等の意思を確認する。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用（処分等の）方法について条件が付されているとき（、若しくは負担が付されているとき、相当の管理費用等の経費負担が生ずるとき、又は管理リスクが生ずるとき）は、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

(個人情報保護)

第6条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(補則)

第8条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 本規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 本規程は、平成 27 年 5 月 12 日から施行する。